

## 個人市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除申請について

### (注意事項)

1. 市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除（以下「減免等」という。）は、申請書の提出があった日以後に納期限が到来する税額が対象となります。
2. 必要書類が期限までに提出されない場合、書類不備により却下となります。提出が遅れる理由がある時は、市民税課にご連絡ください。
3. 減免等の申請から決定までの間、納税義務は消滅しません。減免等の決定には時間を要するため、納付困難の際は必ず納税課にご相談ください。なお、減免等の申請から決定までの間に納付された税額であって、減免の対象となつたものは、後日、還付されます。
4. 減免等の審査、決定、及び通知は市民税課で行います。
5. 熊本市税条例施行規則第12条の規定に基づき、虚偽の申請、その他不正行為があったと認められた場合は、直ちに減免等の取り消しを行います。

上記について、確認しました。

令和      年      月      日

〔申請者〕

住 所

氏 名